

令和7年度

第3回川口市学校給食運営審議会

日 時 令和8年2月13日(金)

午前10時30分開会

会 場 川口市立新郷東小学校

次 第

【審議会】

- 1 開 会
- 2 挨拶
 - (1) 会 長
 - (2) 学校教育部長
- 3 議 事
 - (1) 学校給食費の改定について
 - (2) 学校における食に関する指導について
 - (3) 令和7年度学校給食表彰について
 - (4) 令和8年度学校給食の運営について
- 4 閉会

【給食試食会】

- 1 新郷東小学校における給食実施概要の説明
- 2 学校給食試食

3 議事

議事（１）学校給食費の改定について（別紙）

議事（２）学校における食に関する指導について

* 学校における「食に関する指導」の充実に向けて

川口市児童生徒の望ましい食習慣を育てるため、食に関する指導推進研修会の開催、学校訪問における指導・助言、体力向上推進委員会での研究推進、給食主任会等による食に関する指導の実施。

【食に関する指導推進研修会】

開催趣旨 教員・栄養士の指導力向上を図り、食に関する指導の円滑な実施に資する。

開催日 令和7年10月22日（水）

会場 川口市立青木会館 会議室

実施内容 講義 『辻小の食育の発表』

川口市立辻小学校 栄養教諭 大坪 琢琉

参加者 小・中学校教諭・栄養教諭・学校栄養職員等

【学校訪問における指導助言】

趣旨 学校における食に関する指導実施上の課題解決を図る。

実施期間 令和7年5月～令和8年2月

学校数 小学校11校 中学校7校 計22校(食に関する指導実施校)

方法 授業参観、給食指導参観、指導助言

内容 学級活動・家庭科等における食に関する授業の参観及び指導助言

給食指導(配膳・食事・片付け)の参観、会食及び指導助言

食に関する指導を実施する上での課題解決と推進に向けた支援

【給食主任会】

開催趣旨 本市学校給食の概要及び実務的事項並びに学校における食に関する指導について共通理解を図り、円滑な学校給食の実施と食育の推進を図る。

開催日 令和7年4月11日(金)

会場 川口市立生涯学習プラザ

出席者 川口市内給食実施小・中学校及び学校給食センターの給食主任、栄養教諭、学校栄養職員、栄養士

内容 川口市学校給食の概要（実施状況・回数、人員報告等）

学校給食における食物アレルギー対応について

学校給食が原因で誤食及び食物アレルギー症状が発症した事例（令和6年度）

議事（４）令和８年度学校給食の運営について

1 学校給食の実施について

- (1) 実施期間
- | | |
|------|--------------------|
| 1 学期 | 4月10日～7月15日（小学校）※1 |
| | 4月10日～7月15日（中学校） |
| 2 学期 | 9月2日～12月22日（小学校） |
| | 9月2日～12月22日（中学校） |
| 3 学期 | 1月12日～3月19日（小学校） |
| | 1月12日～3月24日（中学校）※2 |

※1 小学1年生に関しては、1学期の実施期間を4月14日～7月15日とする。

※2 中学3年生に関しては、3学期の給食終了日を3月12日とする。

- (2) 喫食回数 小・中学校ともに180回
- ※ 各学校は、給食実施期間内において、学校行事等で給食を食べない日を設定し、年間で180回喫食
- ※ 小学校1年生は178回、中学校3年生は171回喫食

(3) 献立

①小学校…自校調理献立（26校）

新郷学校給食センター・南平学校給食センター調理献立（15校）
 元郷学校給食センターA調理献立（5校）
 元郷学校給食センターB調理献立（6校） 計52校

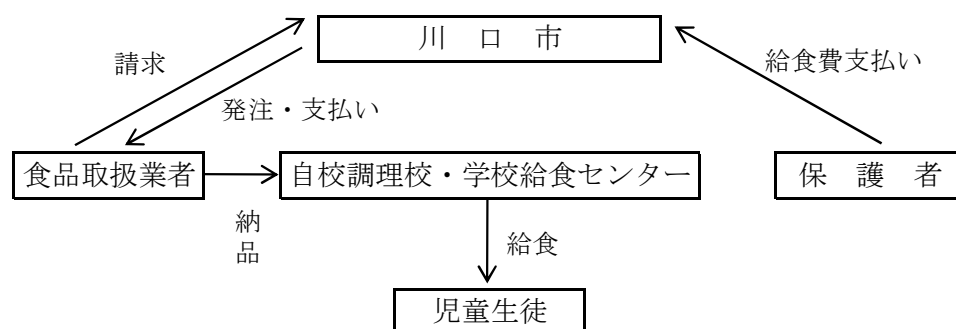
②中学校…自校調理献立（3校）

新郷学校給食センター・南平学校給食センター調理献立（13校）
 元郷学校給食センター調理献立（10校） 計26校

※自校調理中学校の通常献立は、新郷学校給食センター・南平学校給食センターと共通

米飯給食については、小・中学校ともに原則として週3回の実施。

2 学校給食費の収納等について



- 発注・支払い業務 学校保健課 給食第1係 担当
- 給食費収納業務 学校保健課 給食第2係 担当
- 収納方法 原則、口座振替による自動引き落とし
- 口座振替日 毎月月末（5月～2月） ※4・5月分は5月に一括引落し

川口市学校給食運営審議会条例

[昭和53年3月30日]
[条例第57号]

(設置)

第1条 学校給食の正しい普及と充実を図るため、川口市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 小、中学校長
- (3) 小、中学校PTA関係者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該事項に関係を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置き、教育委員会がその職員のうちから任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

川口市学校給食運営審議会 委員名簿

委員氏名	4条該当号	役 職 名	備 考
あさぬまよしなり 浅 沼 良 成	1号	学校法人文化学園 川口文化幼稚園理事長	6.9.20委嘱
かみやまひろし 神 山 浩	1号	一般社団法人川口市医師会理事	6.9.20委嘱
いとうこうすけ 伊 藤 公 介	1号	一般社団法人川口歯科医師会副会長	6.9.20委嘱
とくながしほこ 徳 永 志 帆 子	1号	川口市保健部食品衛生課長	7.9.25委嘱
さとうゆみこ 佐 藤 由 美 子	1号	川口市食生活改善推進員協議会 芝南支部会計	6.9.20委嘱
おかもとけんいち 岡 本 賢 一	2号	川口市立新郷東小学校長	6.9.20委嘱
さとうひでお 佐 藤 秀 雄	2号	川口市立飯塚小学校長	6.9.20委嘱
かわぐちのりひさ 河 口 典 久	2号	川口市立鳩ヶ谷小学校長	6.9.20委嘱
さとうともこ 佐 藤 朋 子	2号	川口市立南中学校長	6.9.20委嘱
かたくらゆき 片 倉 有 紀	2号	川口市立幸並中学校長	6.9.20委嘱
ひでくみ 秀 久 美	3号	川口市PTA連合会会長代理 川口市立里小学校PTA会長	7.9.25委嘱
よねやま たかふみ 米 山 崇 史	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立戸塚小学校PTA副会長	7.9.25委嘱
かさいひろえ 笠 井 裕 江	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立南中学校PTA副会長	7.9.25委嘱
まなべよしえ 間 鍋 好 江	3号	公募	6.9.20委嘱
いけやこうじ 池 谷 光 司	3号	公募	6.9.20委嘱

任期・・・令和6年9月20日から令和8年9月19日まで